

## 静岡県新文化施設運営事業 募集要項等に関する質問・意見書への回答（案）

No	資料名	タイトル	該当箇所			質問・意見の内容	回答	
			頁	章	項			
1	募集要項	施設利用料金 収入等【収入】	7	II	1	(11)	<p>利用料金は、直接運営権者の収入になる事を想定していますが、「県の定める条例の範囲内」と言う、但し書きあります。</p> <p>弊社も幾つか指定管理を行っていますが、利用料金(入場料)の改定(引上げ)には、多くの制約があり、持続的運営の為、運営権者が引上げを申請しても、スムーズに移行出来ない事例が多くあります。</p> <p>「県の定める条例の範囲内」を明確(具体的金額)で示していただきたく、質問させて頂きます。</p>	<p>御質問のあった「県の定める条例」は、公の施設（旧チケットセンター、旧展示棟、庭園を想定）に係る、地方自治法に基づく、設置及び管理に関する条例のことであり、本条例の中で、入館料や施設の使用料等を制定することとしております。</p> <p>本条例の制定に当たりましては、今後の競争的対話等を通じ、施設の利活用、収支計画や建物や庭園等、場所別の利用料金等の御意見を伺いながら、条例案の作成を進めてまいります。その後、県民意見提出手続（パブリックコメント）等を経て、令和8年12月議会における条例制定を目指す予定です。</p> <p>こうしたことから、現時点で具体的な金額をお示しすることはできませんので、御理解ください。</p> <p>なお、対話や御提案内容につきましては、最大限反映しつつ、適切に検討・決定してまいります。また、利用料金の料金改定については、事業者と協議の上、状況を踏まえ、適時適切に対応してまいります。</p>